

広陵町ごみ減量等推進審議会の再開を求める決議

脱炭素社会の実現や地球環境への負荷の減少にむけた持続可能な循環型社会形成への推進は、わが国のみならず世界共通の課題として、将来世代に対する現在を生きるものの責務である。

本町においては、平成12年に設置された「広陵町ごみ減量等推進審議会」における審議を踏まえ、平成18年11月からごみ減量を目的にごみ有料化が実施され、住民や事業所等の理解と日々の協力により、人口の増加に反比例する形で、可燃ごみは減量した。今後は更なるごみの発生回避に取り組んでいく必要がある。

本町におけるごみ処理施設等については、平成11年に住民訴訟が提起されたことによる移転、また、新たな設置場所においては平成19年から15年間を操業期間とすることを条件に、設置地及び周辺地域の住民の理解と協力により協定書を締結し、現クリーンセンターを設置操業してきた。令和4年3月18日をもって当該施設の操業停止にあたり、協定書の変更により、引き続き当該施設の一部をごみ積み替えの中継施設として使用することが可能となった。

現クリーンセンターの操業停止後は、ごみの中継については令和7年稼働予定の安堵町における「まほろば環境衛生組合」において、そして、ごみの処理については天理市における「山辺・県北西部広域環境衛生組合」において、それぞれ設置及び運営等を共同して行われる。本町としては、ごみ処理施設等の設置場所がどこにあらうと、環境負荷軽減に向けたごみ発生量自体の抑制と、排出においても循環型社会の形成に資する取組を実行する必要がある。これらは今後発生する広域処理への本町の負担金の軽減に繋がる。

しかし、それらごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）及び断る（リフューズ）の4Rへの取組推進や、適正処理施設の建設、運営、処理、公害防止対策、地元環境対策等、近年のごみ処理に係る課題は多岐にわたり、その事業実施や取組に際しては、これまで以上に多額の費用が掛かるため、町財政全般への影響も懸念するところである。

以上のことから、現クリーンセンター操業停止後速やかに、「広陵町ごみ減量等推進審議会」を再開し、下記の点につき審議し、その結果を広く町民のみなさまに周知することで、広陵町のごみ処理行政について幅広い理解を求めるよう努めることを望む。

記

- 1 これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。
- 2 自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。

- 3 住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。

以上、決議する。

令和4年3月22日

奈良県広陵町議会